

# 倫理法・倫理規程セルフチェックシート

## (課長補佐級以上職員用①)

国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程の基本的事項についての理解度チェックです。各設問を読んで、正しいものに「○」を、間違っているものに「×」を記入してください。

番号	問 題	解答欄
1	組織規程上、立入検査が所掌事務の一つとして挙げられているが、実際に直接事業者等のもとに赴いて実地検査を行う見込みのない職員にとっては、法令の規定により立入検査をし得る状態にある事業者等であっても、利害関係者とはならない。	
2	自分が公団等に出向して2年後に職員として復帰した場合、出向前に利害関係者であった事業者は、後任の職員にとって利害関係者であれば、自分にとっての利害関係者とみなされる期間は、復帰後1年間である。	
3	利害関係者から香典を受け取ることは禁止されているが、葬儀の際に受付の者が利害関係者と認識せずに受け取った場合については、職員の責めに帰すことができないため受領が認められる。	
4	利害関係者から未公開株式を譲り受けることは禁止されているが、これは無償の場合だけではなく、適当な金額を支払った場合も含まれる。	
5	在職中から年に数回の割合で麻雀をしていた職場の先輩であっても、退職後に再就職した団体の業務の関係で利害関係者に該当する場合には、それまでと同様に麻雀をすることは倫理規程上認められない。	
6	他の職員が利害関係者である事業者から受け取った手土産の菓子を、それと知りながら食べたとしても、その事業者が自分にとって利害関係者に当たらない場合には、倫理規程上の禁止行為には該当しない。	
7	飲食物の料金などを、その場に居合わせなかった者に支払わせること(いわゆる「つけ回し」)は、その対象が利害関係者である事業者等である場合だけではなく、利害関係者でない事業者等である場合も倫理規程違反となる。	
8	部下職員が利害関係者と一緒にゴルフ場にいるのを見かけたとの情報が寄せられたが、その情報だけでは利害関係者と共にゴルフをしたとは断定できないので、より詳しい情報が来るまで静観することとした。自分が管理職である場合、このような行為は、倫理規程上の禁止行為に該当する。	
9	利害関係者からの依頼に応じ講演を行う場合、倫理監督官の承認を得ていれば講演料を受け取ることができるが、その講演のために作成した準備資料や配付資料についても、実際に作成した資料の枚数等に応じて、別途、報酬を受け取ることができる。	
10	多数の者が出席する立食パーティーに出席した際、4千円の飲食と2千円の記念品の提供を受けた。いずれも5千円を超えていないので、贈与等報告書を提出する必要はない。	